秘密保持契約書

国立大学法人北海道大学（以下「甲」という）と●●株式会社（以下「乙」という）とは、以下に規定する目的に関する情報の取扱いに関し、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。なお、本契約では、甲及び乙を個別に又は総称して「本契約当事者」という。

（目的）

第１条　本契約は、本契約当事者が、甲大学院●●研究院●●科に所属する●●の「●●」に関する研究について、共同研究の可能性の検討（以下「本検討」という）を行うにあたり、相互に開示される情報の取扱いについて、定めるものである。

（秘密情報）

第２条　本契約において、「秘密情報」とは、情報を開示する当事者（以下「開示者」という）が受領する当事者（以下「受領者」という）に対して、本検討の実施に伴い提供又は開示した資料、データ、研究試料、その他の情報のうち、提供又は開示の際に開示者より秘密である旨表示されたもの（口頭で提供又は開示された場合には、提供又は開示の際に開示者より秘密である旨明示され、かつ開示後３０日以内に書面で受領者に通知されたものを含む）をいう。

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報には含まれない。

1. 提供又は開示を受けた際、既に受領者が保有していた情報
2. 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
3. 提供又は開示を受けた後、受領者の責によらずに公知となった情報
4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに受領者が適法に取得した情報
5. 秘密情報に依拠することなく、受領者が独自に開発又は取得した情報

（秘密保持）

第３条　受領者は、秘密情報について、自己の秘密情報について払う注意と同等の注意をもって秘密に保持するものとし、開示者の事前の書面による承諾なしに、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

２　受領者は、秘密情報を本検討の目的以外の目的に使用してはならない。

３　第１項の規定にかかわらず、受領者は、本検討を実施するために必要最小限の自己の役員、従業員及び教職員（以下「従業員等」という）に対し、秘密情報を開示することができる。ただし、受領者は、当該従業員等に対し、本契約に定める秘密保持義務と同等の義務を負わせる。

４　第１項の規定にかかわらず、受領者は、官公庁、裁判所等の公的機関から法令等に基づき開示を求められたときは、必要最小限の範囲において秘密情報を公表し、又は開示することができる。

（権利の不発生）

第４条　本契約当事者は、本契約の締結又は本契約に基づく秘密情報の提供又は開示が、明示的か黙示的かにかかわらず、秘密情報の所有権の移転、又は秘密情報に係る特許権、実用新案権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の譲渡、実施権の許諾若しくは使用の許諾等を伴うものではないことを確認する。

（返却又は廃棄）

第５条　受領者は、開示者より要求があった場合又は本契約が終了した場合、開示者の指示に従い、速やかに秘密情報（その複製物も含む。）を返却又は廃棄する。

（非保証等）

第６条　開示者は、開示する秘密情報について、その内容の正確性及び完全性、本検討上の有用性、特定の目的に対する適合性並びに第三者の知的財産権その他いかなる権利を侵害しないことに関して、何ら表明及び保証を行わない。

２　本契約の締結及び本契約に基づく秘密情報の開示又は受領は、本契約当事者間の将来における共同研究、ライセンス等、産学連携活動の実現について、何ら確約するものではない。また、本契約を遵守した上で、本契約当事者は、現在又は将来において本契約当事者間で行われる産学連携活動と同様又は類似の活動を、第三者と行うことについて制限されるものではない。

３　本契約の締結又はいかなる規定にかかわらず、本契約当事者は、何らの情報（自己が所有する発明に係る特許明細書、その他の特許出願に関する情報を含むが、これらに限られない。）を開示することを義務付けられるものではない。

（発明等の取扱い）

第７条　本契約当事者は、発明、考案、その他の知的財産（以下「発明等」という）の創作又は作成を行うことが、本検討の目的に含まれていないことを確認する。

２　前項の規定にもかかわらず、本契約当事者は、本検討の遂行にあたり発明等が生じた場合は、直ちにその内容を他の本契約当事者に通知する。この場合、当該発明等に係る権利の帰属及び取扱いについては、本契約当事者間で別途協議の上決定する。

（損害賠償）

第８条　受領者が本契約に定める義務に違反し、秘密情報が開示又は漏洩されたときは、当該受領者は、開示者に対し開示者が被った損害を賠償するほか、秘密情報の開示又は漏洩が最小限に止まるよう善後措置を講ずる。

（有効期間）

第９条　本契約は、本契約締結日に発効し、●年●月●日まで有効とする。ただし、本契約終了後といえども、第３条及び第７条第２項の規定は３年間、第５条の規定は返却又は廃棄に必要な期間、第６条、第８条、本条項及び第１１条の規定は当該条項の対象事項が全て消滅するまで、なお有効に存続する。

（協議）

第１０条　本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に関して疑義が生じた事項については、本契約当事者間で誠実に協議の上決定する。

（裁判管轄）

第１１条　本契約に関する訴えは、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（以下余白）

　本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲及び乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

２０●●年　　月　　日

甲　　北海道札幌市北区●●

　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人北海道大学●●

　　　　　　　　　　　　　　　　　●●

乙　　【所在地】

　　　【正式名称】

　　　【代表者役職・氏名】